

介護老人保健施設日和の里 通所リハビリテーション[重要事項説明書] (2025 年 10 月 1 日現在)

1. 施設概要

(1) 施設の名称等

施設の名称	介護老人保健施設日和の里		
開設年月日	2004 年 4 月 20 日		
所在地	大津市坂本 6 丁目 2 5 番 3 号		
電話番号	077-579-0309	ファックス番号	077-579-0526
介護保険事業所番号	2550180059 号		
管理者名	施設長 今村 浩		
営業日	月曜日～土曜日＊但し国民の祝日及び 12 月 29 日から 1 月 3 日迄を除く		
営業時間	午前 8 時 30 分～午後 4 時 30 分		
サービス提供日	営業日に同じ		
サービス提供時間	午前 9 時 30 分～午後 3 時 40 分		
事業の実施地域	大津市小学校区で定める 堅田学区以南～志賀学区以北		

(2) 介護老人保健施設日和の里の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理のもとでの介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、利用者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、一日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること、また、利用者の方が居宅での生活を一日でも長く継続できるよう、通所リハビリテーションのサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

【介護老人保健施設日和の里の運営方針】

- ① 高齢者一人一人のプライバシーや自主性を尊重し、その方に応じた総合的なサービスを提供できるように努めます。
- ② 高齢者の自立を支援し、家庭復帰をめざし「明るく家庭的な雰囲気」で地域や家庭との結びつきを大切にした運営を行います。
- ③ 利用者には、自立に向け、リハビリを中心とした治療や療養を楽しく行います。
- ④ 保健・医療・福祉・介護のネットワークを地域に広げて、在宅ケアの前進に貢献します。
- ⑤ 地域の人々が参加し交流できるよう、地域に開かれた施設をめざします。
- ⑥ みんなの力で作られた施設として、施設運営にみんなの声を活かし、活動内容を育てていく立場でのぞみます。そのために、地域のみなさんや、友の会のみなさんの声を大切にした民主的運営に努めます。

(3) 施設の職員体制

職 種	業務内容	常勤
管理者	業務全体の管理・苦情処理	1 名
医師	利用者の健康管理及び療養上の指導	1 名以上
看護師	看護業務	1 名以上
介護職員	介護業務	8 名以上
理学療法士	リハビリテーション計画立案、機能訓練	1 名以上
作業療法士	リハビリテーション計画立案、機能訓練	1 名以上
管理栄養士	食事の献立作成、栄養ケアマネジメント等	1 名
事務職員	事務業務	1 名
その他	運転、営繕等	若干名

(4) 通所定員

- ・定員 40 名

2. サービス内容

- ① 通所リハビリテーション計画の立案
- ② 食事 食事の時間はおおむね以下の通りです。
昼食：午後 12 時
- ③ 入浴（一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。ただし、健康チェックの結果や体調に考慮し、入浴に适当でない症状を認めた場合、入浴を控えさせていただきます。
- ④ 医学的管理・看護
- ⑤ 介護（食事、入浴、排泄、レクリエーション）
- ⑥ 機能訓練（リハビリテーション、レクリエーション）
- ⑦ 相談援助サービス
- ⑧ 栄養管理（栄養状態の管理、栄養指導、口腔衛生管理）
- ⑨ 利用者が選定する特別な食事の提供
- ⑩ 基本時間外施設利用サービス（何らかの理由により、ご家族等のお迎えが居宅サービス計画で定められた通所リハビリテーション利用時間の終了に間に合わない場合に適用）
- ⑪ その他 これらのサービスの中には、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

3. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

<協力医療機関>

名称：日本赤十字社 大津赤十字病院 住所：大津市長等 1 丁目 1 番 35 号

名称：医療法人弘英会 琵琶湖大橋病院 住所：大津市真野 5 丁目 1 番 29 号

◇ なお、緊急の場合には、「緊急時及び事故発生時連絡先」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

4. 施設利用に当たっての留意事項

- ・施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事を召し上がっていただきます。食

費は保険給付外の利用料と位置づけられていますが、同時に、施設は利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、その実施には食事内容の管理が欠かせませんので、食事の持ち込みはご遠慮いただきます。

- ・ 喫煙 建物および敷地内での喫煙は禁止とします。
- ・ 火気取扱い ライター、マッチ等火気の個人所持は禁止とし、施設にて預かります。
- ・ 貴重品管理 多額の金銭、貴重品の持込みは控えていただきます。
- ・ 医療機関への受診 急変、体調不良等により当施設医師が必要と認めない限り、ご遠慮ください。
- ・ 持ち物 持ち物一覧を参照してください。
- ・ 政治宗教活動、営利行為等 政治宗教や信条の相違などで他人の攻撃をする、または自己の利益のために他人の自由を侵すことは禁止します。
- ・ 他利用者への迷惑行為 けんか、口論、泥酔などで他の入所者等に迷惑をおよぼす行為は禁止します。
- ・ その他禁止行為 施設の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること、故意に施設もしくは物品に損害を与え、これを持ち出すこと等を禁止します。
当施設職員に対して行う暴言・暴力、いやがらせ、誹謗中傷などの迷惑行為。パワーハラスメント、セクシュアルハラスメントなどの行為。
サービス利用中に当施設職員を含む利用者本人以外の写真や動画の撮影、また録音などをインターネットなどに掲載すること。

5. 非常災害対策

避難訓練を年2回実施します。消火器、消火栓、スプリンクラー等防災機器は定期点検を行っています。

6. 非常災害時の対応

当施設は、感染症や非常災害等の発生の際に、その事業を継続することができるよう、他の社会福祉施設等と連携し、協力することができる体制を構築するように努めます。

7. 要望及び苦情等の相談

利用者及び扶養者は、当施設の提供する通所リハビリテーションサービスへの要望又は苦情等の相談について、下記の苦情・相談窓口に対して、いつでもお申し出いただくことができます。

当施設は、要望又は苦情の申し立てがあった場合には、迅速かつ誠実に対応します。

当施設は、利用者及び扶養者が苦情申し立て等を行ったことを理由として何らかの不利益な取り扱いをすることはありません。

当施設の苦情・相談窓口	日和の里 支援相談員	早川 浩
	苦情対応責任者	出崎 智也
	電話 (077) 579-0309	受付時間 営業時間内
	FAX (077) 579-0526	

ご相談や苦情の受付機関として、下記の窓口があります。

大津市健康保険部介護保険課	大津市御陵町 3-1 電話 (077) 528-2753
滋賀県国民健康保険団体連合会	大津市中央4丁目 5-9 滋賀国保会館内

	電話 (077) 510-6605
滋賀県運営適正化委員会 (あんしん・なっとく委員会)	草津市笠山7丁目 8-138 滋賀県立長寿社会福祉センター内 電話 (077) 567-4107

8. 事故発生時の対応

当施設はサービス提供にあたり、事故等がないよう万全の注意を払いますが、それでもやむを得ず、事故が起きてしまった場合、迅速に対応します。また、当施設の責任において賠償すべき事故が起こった時は、速やかに賠償の相談をさせていただきます。

契約保険会社 三井住友海上火災保険株式会社

9. 第三者評価の実施

当施設では第三者評価は実施しておりません。

10. 人権擁護、高齢者虐待防止

当施設は、利用者の人権擁護、虐待防止等のため、責任者を設置し、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し研修の機会を講じます。

11. 身体拘束廃止

当施設は、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。

医師の判断によりやむを得ず身体的拘束等を行う場合には、予め利用者、家族等に説明と同意を得た後、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由を記録し早期に身体拘束廃止できるよう努めます。

- 2 当施設は、従業者に対し、身体拘束廃止の重要性を周知するとともに、必要な研修の機会を講じます。

12. 業務継続計画の策定

当施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する通所リハビリテーションサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

- 2 当施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施します。
- 3 当施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。
- 4 当施設は、感染症や非常災害等の発生の際に、その事業を継続することができるよう、他の社会福祉施設と連携し、協力することができる体制を構築するように努めます。

13. 暴力団の排除

当施設を運営する法人の役員および、管理者、職員は、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう）であってはならないと規定し、その運営において、暴力団員の支配を受けることはありません。

14. 守秘義務および個人情報の保護

当施設は利用者の個人情報についてあらかじめ利用者の同意、家族の個人情報は当該者の同意を得、個人情報の利用目的に従い取扱います。

また当施設は従業者に対して、事業従事期間および従事しなくなった後においても、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報をもらすことがないよう指導教育を行います。

15. その他

当施設についての詳細は、パンフレットを用意してありますので、ご請求ください。

1. 介護保険証の確認

ご利用のお申し込みにあたり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

2. 通所リハビリテーションについての概要

通所リハビリテーションについては、要介護者及び経過的要介護者のご家庭での生活を継続させるために立案された居宅介護サービス計画に基づき、当施設を一定期間ご利用いただき、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練、その他必要な医療並びに日常生活上のお世話を行ない、利用者の療養生活の質の向上および利用者のご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る為提供されます。このサービスを提供するにあたっては、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって、通所リハビリテーション計画が作成されますが、その際、利用者・扶養者（ご家族）の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただきます。

3. 営業時間について

月曜日から土曜日の午前 8 時 30 分～午後 4 時 30 分を基本とし、日曜日・祝祭日は休業とします。

ただし、何らかの理由により、送り時間またはご家族等のお迎えが居宅介護サービス計画で定められた通所リハビリテーション利用時間の終了に間に合わない場合に限り、延長サービスを適用することとします。ただし、別途利用料負担が必要となることがあります。

4. 利用料金

(1) 基本料金

- ① 利用料（介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります）

＊別紙「利用料金一覧表」をご参照ください。

(2) その他の料金

- ① 食費 昼食＋おやつ代として 660 円

②その他 日用品費、教養娯楽費等は別紙料金表を参照してください。

(3) キャンセルについて

- ① 利用者がサービスの利用の中止をする際には、すみやかに当施設までご連絡ください。

- ② 利用者の都合でサービスをキャンセルする場合には、できるだけサービス利用の前々日までにご連絡ください。前日又は当日のキャンセルは、次のキャンセル料を申し受けることになりますので、ご了承ください。

（ただし、利用者の容態の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合にはこの限りではありません。）

- ③ キャンセル料は、利用者負担の支払いにあわせてお支払いください。

- ・利用予定の前々日まで キャンセル料無し
- ・利用予定の前日まで 利用者負担額の 50%
- ・利用予定の当日 利用者負担額の 100%

(4) 支払い方法

利用料金については、ご利用月の翌月 10 日頃に請求書を郵送又はお渡し致します。	
支払方法	1 口座自動振替 (20 日引落、金融機関休日の時は前日に引落) ご利用者もしくはご家族名義の ゆうちょ銀行より引落 2 指定口座への振込 振込先 滋賀銀行 膳所支店 (普通預金) 口座番号 674119 口座名義人 医療法人滋賀勤労者保健会 3 当事業所窓口へ直接お支払 (午前 8:30～午後 5:00 でお願いします)
料金の支払時期	請求書発送月の末日までにお支払ください。入金の確認後に領収書をお渡しします。

個人情報の利用目的

(2025 年 10 月 1 日現在)

介護老人保健施設日和の里では、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

〔介護老人保健施設内部での利用目的〕

- * 当施設が利用者等に提供する介護サービス
- * 介護保険事務
- * 介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
 - ・ 入退所等の管理
 - ・ 会計・経理
 - ・ 事故等の報告
 - ・ 当該利用者の介護・医療サービスの向上

〔他の事業者等への情報提供を伴う利用目的〕

- * 当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - ・ 利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、紹介への回答
 - ・ 利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - ・ 検体検査業務の委託その他の業務委託
 - ・ 家族等への心身の状況説明
- * 介護保険事務のうち
 - ・ 保険事務の委託
 - ・ 審査支払い機関へのレセプトの提出
 - ・ 審査支払い機関または保険者からの照会への回答
- * 損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

〔当施設の内部での利用に係る利用目的〕

- * 当施設の管理運営業務のうち
 - ・ 医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - ・ 当施設において行われる学生の実習への協力
 - ・ 当施設において行われる事例研究
 - ・ 利用者の作品展示の名札
 - ・ 広報誌、行事報告等の写真掲示

〔他の事業者等への情報提供に係る利用目的〕

- * 当施設の管理運営業務のうち
 - ・ 外部監査機関への情報提供

同意書

介護老人保健施設 日和の里 通所リハビリテーション 重要事項説明書により、当事業所が提供するサービスについて説明を受けました。

年 月 日

(利用者)

住所 _____

氏名 _____ 印 _____

(代理人)

住所 _____

氏名 _____ 印 _____

介護老人保健施設 日和の里 通所リハビリテーション 重要事項説明書により、当事業所が提供するサービスについて説明しました。

(事業者)

住所 滋賀県 大津市坂本 6 丁目 25-3

事業者名 医療法人滋賀勤労者保健会
介護老人保健施設 日和の里

説明者 _____ 印 _____

個人情報の取扱いに係る同意書

介護老人保健施設 日和の里 通所リハビリテーションサービスを利用するにあたり、当施設が取り扱う利用者および利用者家族の個人情報の利用目的について説明を受け、同意します。

年 月 日

(利用者)

住所 _____

氏名 _____ 印 _____

(代理人)

住所 _____

氏名 _____ 印 _____

(家族)

住所 _____

氏名 _____ 印 _____

介護老人保健施設 日和の里 通所リハビリテーションサービスを提供するにあたり、当施設が取り扱う利用者および利用者家族の個人情報の利用目的について説明を行いました。

(事業者)

住所 滋賀県 大津市坂本6丁目 25-3

事業者名 医療法人滋賀勤労者保健会

介護老人保健施設 日和の里

説明者 _____ 印 _____